

# 告示

## 埼玉県告示第千三百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和四年十二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
エターナルケア泉 台ステーション	上尾市泉台三 二二七 P A R K H I L L S Ⅱ棟一〇一号室	居宅介護支援	令和四年十二月三 十一日
たんぼぼの家	秩父市下影森八 八八―五	居宅介護支援	令和四年十一月三 十日